

令和5年第1回臨時会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

令和5年5月15日 開会

令和5年5月15日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

令和5年東吾妻町議会第1回臨時会会議録目次

第1号（5月15日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	2
○開会の宣告	3
○町長挨拶	3
○開議の宣告	4
○仮議席の指定	4
○選挙第1号 議長選挙	5
○議席の指定	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○選挙第2号 副議長選挙	8
○常任委員会委員の選任について	10
○常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告	11
○議会運営委員会委員の選任について	11
○議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告	12
○選挙第3号 吾妻東部衛生施設組合議会議員選挙	13
○選挙第4号 吾妻環境施設組合議会議員選挙	14
○承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	15
○承認第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	18
○承認第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	20
○同意第1号の上程、説明、採決	22
○同意第2号の上程、説明、採決	23
○日程の追加	24

○議員派遣の件について……………	24
○日程の追加……………	25
○閉会中の継続審査（調査）事件について……………	25
○閉会の宣告……………	26
○署名議員……………	27

令和5年東吾妻町議会第1回臨時会

議事日程(第1号)

令和5年5月15日(月)午前10時開会

第1 仮議席の指定

第2 選挙第1号 議長選挙

本日の会議に付した事件

日程第2まで議事日程に同じ

追加日程 第1 議席の指定

追加日程 第2 会議録署名議員の指名

追加日程 第3 会期の決定

追加日程 第4 選挙第2号 副議長選挙

追加日程 第5 常任委員会委員の選任について

追加日程 第6 常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

追加日程 第7 議会運営委員会委員の選任について

追加日程 第8 議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

追加日程 第9 選挙第3号 吾妻東部衛生施設組合議会議員選挙

追加日程 第10 選挙第4号 吾妻環境施設組合議会議員選挙

追加日程 第11 承認第1号 専決処分の承認について(東吾妻町税条例の一部を改正する条例)

追加日程 第12 承認第2号 専決処分の承認について(東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

追加日程 第13 承認第3号 専決処分の承認について(令和5年度東吾妻町一般会計補正予算(第1号))

追加日程 第14 同意第1号 東吾妻町固定資産評価員の選任について

追加日程 第15 同意第2号 東吾妻町農業委員の任命について

追加日程 第16 議員派遣の件について

追加日程 第17 閉会中の継続審査(調査)事件について

出席議員（12名）

1番	佐藤 聡一 君	2番	齋藤 貴史 君
3番	増子 京子 君	4番	渡 一美 君
5番	井上 日出 君	6番	高橋 弘 君
7番	高橋 徳樹 君	8番	里見 武男 君
9番	小林 光一 君	10番	重野 能之 君
11番	竹 潤博 行 君	12番	樹 下啓示 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤 恒喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	山 野 邦 明 君	総 務 課 長	関 和 夫 君
企 画 課 長	水 出 悟 君	まちづくり 推 進 課 長	酒 井 文 彰 君
保健福祉課長	小 池 さつき 君	町 民 課 長	寺 嶋 正 春 君
税 務 課 長	堀 込 恒 弘 君	農 林 課 長	角 田 良 信 君
建 設 課 長	福 原 治 彦 君	上 下 水 道 課 長	高 橋 篤 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	武 井 幸 二 君	学 校 教 育 課 長	谷 直 樹 君
社 会 教 育 課 長	加 藤 俊 夫 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	西 山 孝 弘	議 会 事 務 局 補 佐	西 卷 雅 子
議 会 事 務 局 主 任	田 中 康 夫		

○事務局長（西山孝弘君） 事務局長の西山です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の小林光一議員をご紹介します。小林光一議員、議長席へお願いいたします。

◎開会の宣告

○臨時議長（小林光一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまご紹介されました小林光一でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願
いいたします。

ただいまの出席議員数は12人であります。定足数に達しておりますので、これより東吾妻
町議会令和5年第1回臨時会を開催いたします。

(午前10時01分)

◎町長挨拶

○臨時議長（小林光一君） 会議に入る前に、町長のご挨拶をお願いいたします。

町長、よろしく申し上げます。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

令和5年第1回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

5月の若葉が一段とまぶしく光り輝く季節を迎えました。議員各位におかれましては、ご
多用の中ご出席を賜り、ここに開催できますことに厚く御礼申し上げます。

さて、4月23日に執行されました東吾妻町議会議員選挙において、ご当選されました議員の皆様へ改めて心からお祝いを申し上げます。町民からの負託を受けられた皆様には、町の発展と飛躍のためご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、5月8日から5類感染症に移行され、行動制限やマスク着用など日常生活における様々な制限は緩和されております。今後につきましても、感染状況等を踏まえ、町民の皆様が安心して日常生活が送れるよう、引き続きワクチン接種の励行をはじめ、適切な対策を講じてまいりたいと考えております。

本日の臨時会では、専決処分の承認について3件、人事案件2件を提案させていただくものでございます。

慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（小林光一君） 町長、ご挨拶ありがとうございました。

◎開議の宣告

○臨時議長（小林光一君） 本日の会議を開きます。

これより着座にて議事を進行させていただきます。

（午前10時04分）

◎仮議席の指定

○臨時議長（小林光一君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

議事進行上、臨時議長より指定いたします。仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

これからしばらくの間は、議会内部の役員構成の関係でございます。特に選挙執行に当たっては、議場の出入口を閉鎖いたしますので、説明員として出席をしていただいております執行部の皆さんは、事務室へ戻って事務に就いていただいても結構でございます。

また、議案の審議前に総務課長を通じて連絡をいたしますので、着席いただければと思い

ます。よろしくお願ひいたします。

(執行部退場)

◎選挙第1号 議長選挙

○臨時議長(小林光一君) 日程第2、選挙第1号 議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○臨時議長(小林光一君) ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に齋藤貴史議員、増子京子議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○臨時議長(小林光一君) 念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を明瞭に記載願ひます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(発言する者なし)

○臨時議長(小林光一君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○臨時議長(小林光一君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願ひます。

(投票)

○臨時議長(小林光一君) 投票漏れはありませんか。

(発言する者なし)

○臨時議長(小林光一君) 投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

齋藤貴史議員、増子京子議員、開票の立会いをお願いいたします。

(立会人立会い、開票)

○臨時議長（小林光一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票のうち

佐藤聡一議員 10票

竹渕博行議員 2票

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、佐藤聡一議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（小林光一君） ただいま議長に当選されました佐藤聡一議員が議長におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

佐藤聡一議員、議長当選のご挨拶をお願いいたします。演壇にてお願いいたします。

(新議長 佐藤聡一君 登壇)

○議長（佐藤聡一君） ただいま当選の結果、議長に選任されました佐藤聡一です。

今回、選挙を通じて、当町の状況をつぶさに感じさせてもらっているのが、新しい議員の成り手を何とか今後の議会で増やしていきたいと、そういう気持ちもあります。

それとまた、議会基本条例もあります。それに、開かれた議会、これも目指したい。そういうことを通じながら、皆さんと腹を割った話合いをできれば進めていきたいと思っておりますので、今後とも協力のほうをよろしくお願いいたしまして挨拶としたいと思います。よろしく申し上げます。

○臨時議長（小林光一君） 新議長、ご挨拶どうもありがとうございました。

これをもって、臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

佐藤聡一議員、議長席にお着きください。

(臨時議長と新議長が交代)

(新議長が議長席に着席)

○議長（佐藤聡一君） それでは、ここで暫時休憩を取ります。

(午前10時21分)

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

(午前10時28分)

◎議席の指定

○議長（佐藤聡一君） 追加議事日程に従い、会議を進めてまいります。

なお、資源の節約のため、配付資料の省略をさせていただきます。

追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条の規定により、議長において指定いたします。

議席番号と議員氏名を朗読させます。

事務局長、よろしく願いいたします。

事務局長。

○事務局長（西山孝弘君） それでは、議席の指定。

東吾妻町議会の議席を次のように指定する。

議席番号1番、佐藤聡一議員。2番、齋藤貴史議員。3番、増子京子議員。4番、渡一美議員。5番、井上日出来議員。6番、高橋弘議員。7番、高橋徳樹議員。8番、里見武男議員。9番、小林光一議員。10番、重野能之議員。11番、竹渕博行議員。12番、樹下啓示議員。

○議長（佐藤聡一君） ただいまの朗読のとおり議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤聡一君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、2番議員、齋藤貴史議員、3番議員、増子京子議員、4番議員、渡一美議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（佐藤聡一君） 追加日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認め、本日1日と決定いたしました。

◎選挙第2号 副議長選挙

○議長（佐藤聡一君） 追加日程第4、選挙第2号 副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（佐藤聡一君） ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番、渡一美議員、5番、井上日出来議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（佐藤聡一君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を明瞭に記載お願いいたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） よろしいですか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（佐藤聡一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

（投票）

○議長（佐藤聡一君） 投票漏れはありませんか。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） よろしいですか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

渡一美議員、井上日出来議員は、開票の立会いをお願いいたします。

（立会人立会い、開票）

○議長（佐藤聡一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票のうち

里見武男議員 10票

小林光一議員 2票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、里見武男議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（佐藤聡一君） ただいま副議長に当選されました里見武男議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

里見武男議員、副議長当選のご挨拶をお願いいたします。演壇にてお願いいたします。

(新副議長 里見武男君 登壇)

○副議長（里見武男君） 副議長になりました里見武男でございます。

佐藤新議長の補佐役として、一生懸命議会運営のほうをやっていきたいと思います。皆様方のご協力、よろしくをお願いいたします。

◎常任委員会委員の選任について

○議長（佐藤聡一君） 追加日程第5、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、それぞれ次のように指名したいと思います。

朗読させます。

事務局長。

○事務局長（西山孝弘君） 常任委員会委員の選任について。

東吾妻町議会委員会条例第7条第1項の規定により、常任委員会委員を次のように指名する。

総務建設常任委員会、増子京子委員。井上日出来委員。高橋弘委員。高橋徳樹委員。里見武男委員。樹下啓示委員。

文教厚生常任委員会、齋藤貴史委員。渡一美委員。小林光一委員。重野能之委員。竹淵博行委員。佐藤聡一委員。

○議長（佐藤聡一君） ただいま朗読のとおり選任したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ常任委員会委員に選任することに決定をいたしました。

以上で常任委員会委員の選任についてを終わります。

ここで休憩を取り、常任委員長、副委員長の互選のため、委員会を開催していただきたいと思っております。

暫時休憩といたします。

(午前 10 時 47 分)

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

(午前 11 時 07 分)

◎常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

○議長（佐藤聡一君） 追加日程第 6、常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告についてを議題といたします。

ただいま各常任委員会において、委員長、副委員長の互選結果の報告が出ましたので、局長から発表させます。

朗読を願います。

事務局長。

○事務局長（西山孝弘君） 総務建設常任委員会、委員長、高橋弘委員。副委員長、高橋徳樹委員。

文教厚生常任委員会、委員長、重野能之委員。副委員長、齋藤貴史委員。

○議長（佐藤聡一君） ただいま発表のとおり、各常任委員会委員長、副委員長が決定いたしました。

以上で常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を終わります。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（佐藤聡一君） 追加日程第 7、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条の規定により、次のように指名

したいと思います。

朗読をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（西山孝弘君） 議会運営委員会委員の選任について。

順不同で読ませてまいります。

齋藤貴史委員、渡一美委員、高橋弘委員、高橋徳樹委員、重野能之委員、樹下啓示委員。

○議長（佐藤聡一君） ただいま朗読のとおり選任したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で議会運営委員会の選任についてを終わります。

ここで休憩を取り、議会運営委員長、副委員長の互選のための議会運営委員会を開催していただきたいと思っております。

暫時休憩といたします。

（午前 11 時 10 分）

○議長（佐藤聡一君） 再開します。

（午前 11 時 19 分）

◎議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

○議長（佐藤聡一君） 追加日程第 8、議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果についてを議題といたします。

ただいま互選結果の報告が出ましたので、局長から発表させます。

朗読を願います。

事務局長。

○事務局長（西山孝弘君） 議会運営委員会、委員長、樹下啓示委員。副委員長、渡一美委員。

○議長（佐藤聡一君） ただいま発表のとおり、議会運営委員会委員長、副委員長が決定をいたしました。

以上で議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を終わります。

◎選挙第3号 吾妻東部衛生施設組合議会議員選挙

○議長（佐藤聡一君） 追加日程第9、選挙第3号 吾妻東部衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選の方法によることにいたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、議長において指名することとしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

吾妻東部衛生施設組合議会議員に佐藤聡一議員、里見武男議員、竹渕博行議員、小林光一議員を指名したいと思います。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました佐藤聡一議員、里見武男議員、竹渕博行議員、小林光一議員を吾妻東部衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名いたしました4名が吾妻東部衛生施設組合議会議員に当選されました。

◎選挙第4号 吾妻環境施設組合議会議員選挙

○議長（佐藤聡一君） 追加日程第10、選挙第4号 吾妻環境施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

吾妻環境施設組合議会議員に佐藤聡一議員、里見武男議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました佐藤聡一議員、里見武男議員を吾妻環境施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名いたしました2名が吾妻環境施設組合議会議員に当選されました。

ここで休憩を取り、再開を11時35分といたしたいと思います。よろしく願いいたします。

（午前11時24分）

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 追加日程第11、承認第1号 専決処分の承認について（東吾妻町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 承認第1号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

国において、令和5年3月31日、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、4月1日に施行されました。この法改正を受け、東吾妻町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことについて、ご承認をお願いするものでございます。

この条例の施行日を法律に合わせるため、令和5年3月31日公布、4月1日施行といたしております。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

税務課長。

○税務課長（堀込恒弘君） よろしくお願いたします。

詳細説明を申し上げます。

本件につきましては、町長提案説明のとおり、地方自治法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されたことに伴う東吾妻町税条例の一部改正について、専決処分の承認をお願いするものでございます。

改正内容についてご説明させていただきますので、新旧対照表をご覧ください。

第46条、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等では、特別徴収に係る個人住民税の納付書に地方税統一QRコードの導入に伴い新設される第5号の15の2様式を追加しており

ます。

第48条、法人の町民税の申告納付では、第1項並びに第5項に、法人の市町村民税に係る納付書に地方税統一QRコードの導入に伴い新設される第22号の4の2様式を追加しております。

第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手續においても、次ページになりますが、第1項に第22号の4の2様式を追加しております。

第98条、たばこ税の申告納付の手續では、第1項において、改正前の第34号の2様式を第34号の2の5様式に改め、市町村たばこ税に係る納付書に地方税統一QRコードの導入に伴い新設される第34号の2の5の2様式を追加し、第5項においても第34号の2の5の2様式を追加しております。

第101条、たばこ税に係る不足税額等の納付手續でも、同様に第34号の2の5の2様式を追加しております。

附則についてご説明させていただきます。

第8条第1項では、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例適用期限が3年間延長され、令和9年度までとなる改正でございます。

第10条では、改正前に規定されておりました第64条を削除しております。この第64条は、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例に係る規定でございます。

次のページをお願いいたします。

第10条の2第3項から第25項までは、法附則第15条第4項心身障害者多数雇用事業所の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置の削除に伴う項ずれの改正でございます。

第27項は、わがまち特例に関する規定でございます。大規模修繕等が行われたマンションに対して課する固定資産税の特例割合を3分の1とするものでございます。

第10条の3では、大規模修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告について、第12項で新たに規定いたしております。

次ページになります。

第13項は、項そのものの項ずれと条文中の項ずれの改正でございます。

第10条の4では、平成28年熊本地震、第10条の5では、平成30年7月豪雨のそれぞれに係る固定資産税の特例の適用について、適用年度を令和3年度分及び令和4年度分から令和5年度分及び令和6年度分と改めております。

第10条の6は、法附則第16条の4、令和2年7月豪雨に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の減額の新設に伴い、新たに規定をいたしたものでございます。

次ページをお願いいたします。

改正前の第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税は、臨時的軽減措置の対象期間終了に伴い削除いたしております。

第15条の2、第15条の2の2は、条ずれに伴う改正でございます。

改正前の第15条の6第3項につきましても、軽自動車税の環境性能割の非課税に対する臨時的軽減措置の対象期間終了に伴う削除でございます。

第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例は、営業用乗用車に係る軽自動車税の種別割のグリーン化特例の期限延長に伴う改正でございます。

飛びまして、11ページをお願いいたします。

最下段になります。最下段からの第16条の2は、法附則第30条の2の改正により、第8項を第4項に、次ページの第17条の2につきましても、法附則第34条の2の改正により、令和5年度を令和8年度にそれぞれ改めるものでございます。

新旧対照表での説明は以上でございます。

戻りまして、改め文の附則をご覧ください。

第2条では固定資産税に関する経過措置を、第3条では軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ規定をいたしております。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、町長報告のとおり承認することに賛成の方はご起立

願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 追加日程第12、承認第2号 専決処分の承認について（東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 承認第2号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町税条例の一部を改正する条例の専決処分同様、令和5年3月31日公布、4月1日施行の地方税法等の一部を改正する法律に合わせ、東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことについて、ご承認をお願いするものでございます。

この条例の施行日を法律に合わせるため、令和5年3月31日公布、4月1日施行といたしております。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（堀込恒弘君） ご説明申し上げます。

本件につきましては、町長提案説明のとおり、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されたことに伴う東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正について、専決処分の承認をお願いするものでございます。

改正内容についてご説明させていただきますので、新旧対照表をご覧ください。

課税額に関する第2条第3項及び国民健康保険税の減額に関する第23条第1項では、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を中間所得層の被保険者の負担に配慮することを目的に、改正前の20万円を改正後は22万円に改めております。

第23条第1項第2号では、国民健康保険税の減額の基準について、経済動向等を踏まえた軽減判定所得の見直しが行われたため、5割減額の対象となる所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額を改正前の28万5,000円から改正後は29万円に改め、同項第3号では、2割減額の対象となる所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額を改正前の52万円から改正後は53万5,000円に改めております。

特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例に関する第23条の2では、地方税法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等の定義が改正後の第24条の2第1項においても同じ定義である旨を定めております。

特例対象被保険者等に係る申告に関する第24条の2では、特例対象被保険者等に係る申告の際に求めに応じて提示すべき書類について、改正前の「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を、改正後は「雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」と改めております。

附則についてご説明させていただきます。

次ページの附則第2項から6ページまでになりますが、6ページの第13項までの改正は、法改正に伴います引用条項等の改正でございます。

6ページをお願いいたします。

6ページの新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険税の減免に関する第14項の改正は、減額することができる保険税の普通徴収納期限を令和5年3月31日から令和6年3月31日に改めております。

新旧対照表での説明は以上でございます。

戻りまして、改め文をご覧ください。

附則第2項におきまして、適用区分として、この条例による改正後の東吾妻町国民健康保険税条例の規定は令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとする適用区分を規定いたしております。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、町長報告のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 追加日程第13、承認第3号 専決処分の承認について（令和5年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 承認第3号 令和5年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、物価高騰に直面し影響を受ける低所得の子育て世帯に対する給付金の支給に伴う経費の確保について、緊急を要するため、専決処分を行ったものでございます。

歳入歳出をそれぞれ491万1,000円増額し、予算の総額を83億7,591万1,000円としております。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご承認くださ

いますよう、よろしくお願いいいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（水出 悟君） お世話になります。

今回の専決処分は、低所得者の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の支給に伴う経費につきまして、国の補助制度において5月中の給付開始が求められており、速やかに予算措置をし、早期に準備作業の実施を始めるため、議会を招集する時間的余裕がないと判断したものでございます。

予算書の1ページをお願いいいたします。

予算総額のほか、款項の区分ごとの補正金額を定めております。

続きまして、5ページをお願いいいたします。

事項別明細書になります。

歳入でございますが、15款2項2目民生費国庫補助金に、子育て世帯生活支援特別給付金の補助金といたしまして、事業費分と事務費分を合わせまして491万1,000円を見込みました。

続いて、歳出です。

3款2項1目児童措置費に、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業といたしまして491万1,000円を計上してございます。低所得者の子育て世帯に対しまして、児童1人当たり5万円を支給し、対象者を88人と想定しているものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、町長報告のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐藤聡一君) 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長(佐藤聡一君) 追加日程第14、同意第1号 東吾妻町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 同意第1号 東吾妻町固定資産評価員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価員とは、町長の指揮を受けて、固定資産を適正に評価し、かつ町長が行う価格の決定を補助するため、地方税法第404条の規定により設置するもので、議会の同意を得て選任することとなっており、税務課長の職にある者を選任したいと考えております。

4月1日付の人事異動により、堀込恒弘を税務課長といたしましたので、固定資産評価員に選任したいと思います。ご同意いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長(佐藤聡一君) 説明が終わりました。

本件については、人事案件でありますので、質疑、自由討議、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤聡一君) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長(佐藤聡一君) 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（佐藤聡一君） 追加日程第15、同意第2号 東吾妻町農業委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 同意第2号 東吾妻町農業委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

農業委員であられました水野喜徳さんが、令和5年3月13日付で辞表を提出し、3月30日に辞任されました。農業委員会等に関する法律第9条の規定により、令和5年3月2日から3月29日までの間に推薦・公募を行った結果、1名の定員に対して1名の推薦がありましたので、農業委員候補者評価委員会に諮り、適任であると認められました。

剣持敏信さんは、岩井区長会長から推薦がありまして、地区の農地及び農家の状況をよく理解しているという推薦理由でございます。任期は前任者の残任期間、令和7年3月31日まででございます。

ご同意いただければ、5月26日付の任命で辞令交付を行う予定でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件については人事案件でありますので、質疑、自由討議、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

ただいま教育長が、違う会議があるということで退席したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤聡一君) じゃ、退席をお願いします。

(教育長 山野邦明君 退場)

◎日程の追加

○議長(佐藤聡一君) お諮りいたします。この際、議員派遣の件を日程に追加し、追加日程第16とし、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤聡一君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件についてを日程に追加し、追加日程第16とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議員派遣の件について

○議長(佐藤聡一君) 追加日程第16、議員派遣の件を議題といたします。

5月18日及び19日開催の新議員研修会及び5月23日開催の全国町村議会議長・副議長研修については、会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤聡一君) 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（佐藤聡一君） お諮りいたします。この際、閉会中の継続審査（調査）の件についてを日程に追加し、追加日程第17として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

お昼になったんですが、もう少し時間をいただいて、議事のほうを進行したいと思いますが、よろしく願いいたします。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（佐藤聡一君） 追加日程第17、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

各委員会委員長より、会議規則第75条による閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように申出がありました。

お諮りいたします。各委員会からの申出のように、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

各委員会からの閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

○議長（佐藤聡一君） 会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤聡一君) 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決しました。

○議長(佐藤聡一君) お諮りいたします。本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤聡一君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

予定された議事が議員各位のご精励により終了できましたことに感謝申し上げます。議会の円滑な運営に、そして町政発展のため尽力してまいる決意でございます。今後とも、よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

○議長(佐藤聡一君) これをもって本日の会議を閉じ、令和5年第1回臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午後 零時03分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

臨時議長 小林 光 一

東吾妻町議会議長 佐藤 聡 一

署名議員 齋藤 貴 史

署名議員 増子 京 子

署名議員 渡 一 美